【資料３】

平成３０年度介護保険制度の改正点について

平成３０年４月から

１　介護保険サービスを利用したときの利用者負担額

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスの金額が変わったため、利用した時に支払う利用者負担額も変わりました。

２　介護保険料

２０１８年度（平成３０年度）から２０２０年度までの３年間の介護保険料が変わりました。所得段階は１４段階に変更、介護保険料の基準額は５，２９０円（月額）となりました。

平成３０年８月から

１　利用者負担の割合

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担の割合が見直され、特に所得の高い人の負担割合が３割に変更されました。

※特に所得の高い人：本人（６５歳以上）の合計所得金額が２２０万円以上で、同じ世帯にいる６５歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合３４０万円以上、２人以上世帯の場合４６３万円以上の人。

※合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成３０年８月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

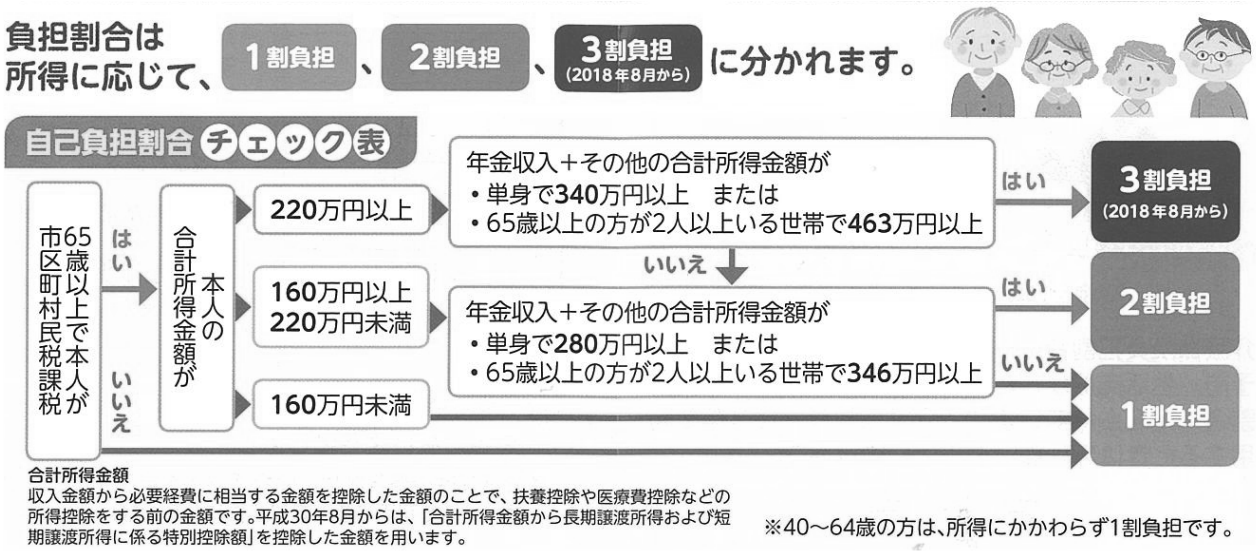

２　給付制限

特別な事情がないのに介護保険料を２年以上滞納すると、利用者負担の割合を３割に引き上げたり高額介護サービス費等が受けられなくなったりしますが、特に所得の高い人は４割に変更されました。

３　高額医療・高額介護合算制度

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担額（それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担額）が一定の限度額を超えた時に、超えた分が支給される「高額合算・高額介護合算制度」の所得区分が変更され、一部限度額が変わりました。

平成３０年１０月から

１　福祉用具貸与

福祉用具貸与の利用者に対して、平成３０年４月から利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるように、機能や価格帯が違う商品の提示が義務付けられました。７月には全国平均価格と上限価格が公表され、１０月サービス利用分から適用されます。